

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Iコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

昭和18年の創立以来、当社には創業の精神である「知を以て開き 和を以て豊に」が、企業文化として脈々と受け継がれております。平成15年には、「国際社会の中で共感する普遍的価値観」及び「ステークホルダーに対する基本姿勢」で構成される「企業理念」を制定しました。当社グループは、この「企業理念」をもとに、法令等の遵守を基本として経営の効率性・透明性等の経営品質を向上させるという観点からコーポレート・ガバナンスの強化に努め、国内外において、企業価値向上に向けた継続的な取組みを積極的に実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,259,000	6.60
サンデン取引先持株会	6,840,529	4.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,641,000	4.02
株式会社みずほ銀行	5,088,114	3.63
株式会社群馬銀行	5,087,704	3.63
大同生命保険株式会社	3,471,000	2.47
サンデン従業員持株会	3,465,004	2.47
牛久保 智昭	2,771,827	1.98
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,970,946	1.40
天田 清之助	1,754,388	1.25

支配株主（親会社を除く）の有無	———
親会社の有無	なし

補足説明更新

上記大株主の状況は、平成27年3月31日現在の状況を記載しており、上記大株主牛久保智昭氏は平成27年1月19日に逝去されましたが、平成27年3月31日現在の株主名簿上の名義で記載しております。

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、三菱UFJ信託銀行株式会社ほか計4名を共同保有者とする平成26年3月17日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付がありましたが、三菱UFJ信託銀行株式会社につき、当社として平成27年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

株式会社みずほ銀行から、みずほ信託銀行株式会社ほか計3名を共同保有者とする平成26年7月23日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付がありましたが、みずほ信託銀行株式会社につき、当社として平成27年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

野村證券株式会社から、野村アセットマネジメント株式会社ほか計3名を共同保有者とする平成26年11月10日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付がありましたが、野村アセットマネジメント株式会社につき、当社として平成27年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

DIAMアセットマネジメント株式会社から、平成27年2月4日付の大量保有報告書の写しの送付がありましたが、同社につき、当社として平成27年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
尾崎 英外	他の会社の出身者								△			
法木 秀雄	学者								○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
尾崎 英外	○	平成23年6月まであいおいニッセイ同和損害保険株式会社に代表取締役会長として勤務していました。あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と当社との間には保険取引があります。	トヨタ自動車株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社等における豊富な業務経験を有しており、当社経営に対する監督を強化するとともに、専門的な見地から助言を受けるために選任しています。本人及び出身会社と当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。同氏は、有価証券上場規程施行規則に掲げる事項のいずれにも該当しません。
法木 秀雄	○	平成15年4月より早稲田大学ビジネススクール教授に就任しています。同大学と当社との間には、同大学が提供する教育研修に関する取引関係があります。	日産自動車株式会社、クライスラー・ジャパン株式会社、早稲田大学ビジネススクール等における豊富な経験と幅広い見識を当社経営に反映し、経営基盤強化するために選任しています。本人及び出身会社等と当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。同氏は、有価証券上場規程施行規則に掲げる事項のいずれにも該当しません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、定例ミーティング(年5回)を通して、監査・レビューの手法、指摘内容や内部統制評価の状況及び会計制度変更の状況等について意見交換及び情報交換をしています。

内部監査は管理本部が主管し、当社及びグループ各社を対象として、コンプライアンスの状況、リスク管理体制の有効性、グループガバナンスの有効性及び財務報告に係る内部統制の有効性等について内部監査を実施し、社長及び監査役や各部門責任者に報告するとともに、改善のための指導・助言を行っています。

監査役と管理本部は、毎月定期連絡会を開催し、内部統制の状況や内部監査計画に基づく内部監査の結果、グループの状況等について報告・情報交換をしています。また、管理本部は、会計監査人との情報交換等を通じて会計監査と相互に連携しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
土金 琢治	他の会社の出身者							△						
杉田 義明	他の会社の出身者							△						
江前 公秀	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土金 琢治	○	当社の主要取引金融機関である株式会社群馬銀行に、平成13年まで代表取締役会長として、平成18年まで相談役として勤務していました。	日本銀行及び株式会社群馬銀行における永年の経験と実績を有しており、当社監査役として適切な監査、助言等が期待できるため選任しています。株式会社群馬銀行は当社との間に金融取引がありますが、複数の取引金融機関のうち同行への依存度は突出したものではありませんこと、代表取締役会長を退任後14年が経過していることから同行の影響を受けるおそれはなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
杉田 義明	○	当社の主要取引金融機関である株式会社みずほ銀行の前身である株式会社富士銀行に平成14年まで執行役員として、株式会社みずほ銀行の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループに平成17年まで常務執行役員、平成21年まで常勤監査役として勤務していました。	株式会社富士銀行等における豊富な業務経験及び株式会社みずほフィナンシャルグループ等における監査役としての実績を有しており、当社監査役として適切な監査、助言等が期待できるため選任しています。株式会社みずほ銀行は当社との間に金融取引がありますが、複数の取引金融機関のうち同行への依存度は突出したものではありませんこと、同行の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの常務執行役員を退任後10年が経過していることから同行の影響を受けるおそれはなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
江前 公秀	○	――	三菱証券株式会社、トヨタファイナンシャルサービス株式会社等における豊富な業務経験を有しており、当社監査役として適切な監査、助言等が期待できるため選任しています。本人及び出身会社と当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。同氏は、有価証券上場規程施行規則に掲げる事項のいずれにも該当しません。

【独立役員関係】

独立役員の人数更新	5名
-----------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役及び社外監査役の全員を独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

--	--

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、その他
---	------------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の経営責任の明確化と企業価値向上に対する意識の高揚を目的として、「基本報酬」のほか、年次業績を反映した「賞与」及び「業績連動型株式報酬制度」からなる報酬制度を導入しています。なお、「業績連動型株式報酬制度」とは、取締役報酬の一部を原資に信託を通じて取得された当社株式及びその換価処分金相当額の金銭を、業績及び役位に応じ退任時に交付等する株式報酬制度です。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役報酬及び監査役報酬につき、それぞれ有価証券報告書及び事業報告で社内及び社外の別に支払った報酬額の総額について開示しています。有価証券報告書及び事業報告は当社ホームページに掲載し公衆縦覧に供しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

- 社外取締役のサポート体制
社外取締役は、取締役会(年13回)に出席するほか、経営会議、経営幹部会、主要な戦略会議等への出席、工場視察、社内報等を通じて情報収集を行っています。情報収集に充てる時間は1年当たり150時間程度です。取締役会の開催前には、社外取締役に対して議案の事前説明を行っています。
- 社外監査役のサポート体制
管理本部の中に監査役スタッフを配置し、監査役会の事務局(監査役会の年間スケジュール案作成・監査役会議案に関する情報収集)及び監査役監査の補助を行っています。
社外監査役は、取締役会(年13回)及び監査役会(年14回)に出席するほか、経営会議、経営幹部会への出席、経営トップとの情報交換、工場視察、社内報等を通じて情報収集を行っています。また、管理本部より定期的に情報伝達を行っています。情報収集に充てる時間は1年当たり80時間程度です。取締役会の開催前には、社外監査役に対して議案の事前説明を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- 現状の体制の概要
当社は監査役設置会社であり、取締役会、監査役・監査役会、会計監査人を設置しています。取締役会を構成する取締役の員数は10名(うち社外取締役2名)、監査役の員数は4名(うち社外監査役3名)です。当社は、経営監視機能の強化等を目的として独立性の高い社外取締役及び社外監査役を招聘することとしており、現在、社外役員5名の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。また、取締役の任期を1年とすることにより、経営の透明性を確保し環境変化に迅速に対応できる体制とするとともに、執行役員制度の導入により、業務執行機能の強化及び経営の効率化を図っています。さらに、コンプライアンスやリスク管理に関する重要な問題を経営会議及び取締役会で適時に審議し、また内部通報制度として社内外に通報・相談窓口を設置すること等により、倫理法令遵守体制及びリスク管理体制の整備・強化に努めています。
- 業務執行、監督機能等の充実に向けたプロセス
当社は経営戦略の立案・執行、業務計画の立案・執行並びに取締役候補者の選定や報酬等に関わる事項の審議及び報告の場として、毎月全取締役・執行役員による会議を開催し、監査役もこれに出席しています。当該会議における議題は、各部門で開催する会議での審議をもとに決定されます。
- 監査役機能強化に関する取組状況
監査役監査については、監査役会を定例的に開催し、監査役会は監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果についての報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、その違法性と適正性とを協議し、コーポレート・ガバナンスが有効に機能しているか経営を監視しております。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、取締役、管理本部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な文書を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、また、いわゆる内部統制システムの状況を監視及び検証しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役を選任していますが、当社における社外取締役は、取締役会、経営会議その他の重要な会議等において意見を述べることであり、客観性、中立性の観点から経営に対する監督を行うとともに、専門的な見地から助言を行うことにより経営判断の妥当性を確保する役割と機能を有しています。
現在の体制は、当社の業態・業歴・企業文化等の実情に鑑み、当社グループのガバナンスのあり方としてふさわしいと判断しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	多数の株主の皆様にご出席いただけるよう、集中日と想定される日の1週間前を目途に、株主総会を開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン又は携帯電話を使用してインターネット経由にて議決権を行使できる環境を整備しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを導入し、議決権行使につき、機関投資家が十分な検討を行うことができる環境を整備しています。
招集通知(要約)の英文での提供	主に外国人株主の議決権行使を促進するため英文の招集通知を作成し、和文の招集通知とともに、東京証券取引所及び当社の各ホームページに掲載しています。
その他	株主総会の活性化を目指し、ビジュアル化や議事進行の工夫、自社製品の展示コーナーの設置、自社施設等の見学会の開催など各種施策を実施しています。

2. IRIに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	日本国内のアナリスト・機関投資家の方に決算内容及び経営概況をご理解頂くことを目的として、毎年5月の年度決算発表および11月の第二四半期決算発表後の年2回説明会を開催し、それぞれ約100名ほどの方に出席頂いているほか、主な投資家に対して個別に説明しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外の機関投資家の方に決算内容及び経営概況をご理解いただくことを目的として、平成16年1月より開始し、毎年説明会を米国及び欧州において、それぞれ1回ずつ実施しています。説明会は代表取締役社長が各投資家を個別に訪問し、説明させていただいています。	あり
IR資料のホームページ掲載	アナリスト・機関投資家・株主の方に当社の現状をご理解いただくことを目的として、ホームページには決算短信、有価証券報告書、ファクトブック、株主総会招集通知、事業報告書、アニュアルレポート、CSR報告書、コーポレート・ガバナンスの状況、決算説明会資料等を掲載しています。IRに関する説明内容は、 http://www.sanden.co.jp/ir でご覧いただけます。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRは総務本部が主管しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念において、「ステークホルダーに対する基本姿勢」を、「お客様、社員、株主・投資家、地域社会、取引先」ごとに明示するとともに、「理念ハンドブック」をグループ従業員に配布して周知徹底を図っています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境については、平成15年に開所した群馬県前橋市にある「産業と自然との共生」をコンセプトとした赤城事業所・サンデンフォレストを「サンデンの環境の発信拠点」と位置づけ、企業理念のもと環境憲章・経営方針を定め、事業を行っています。 日本国内外の事業所・関係会社は、ISO14001に基づく環境管理システムの認証を取得することとし、環境保全活動に取り組んでいます。 当社はCSRについて、平成17年度からCSR報告書を発行しており、「サンデンのCSRは企業理念の実践」と位置づけ積極的に取り組んでいます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する情報提供は、企業理念に基づく各ステークホルダーに対する基本姿勢に従い、各部門の業務執行のレベルで積極的に実施しています。さらに、総務本部広報・CSR部がステークホルダーの皆様と双方向コミュニケーションを実施するとともに、開示内容の充実及び会社情報の定期報告を継続してまいります。
その他	当社は、ダイバーシティ活動を加速させるため、平成26年12月に「サンデン ダイバーシティ活動宣言」を行いました。活動の第一歩として、当社は平成32年までにリーダー的役割の女性比率12%を目標に女性の活躍を推進しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 重要

- (1)取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は法令等遵守（以下「コンプライアンス」という。）を経営の最重要課題の一つと位置づけています。
コンプライアンスを徹底するため、総務本部を主管部門として定め、部門別コンプライアンス責任者及び担当者を選任しています。また、「理念ハンドブック」を配付し、役員・従業員に対し階層別コンプライアンス教育を実施しています。
コンプライアンス上の問題を発見した場合の報告体制を構築しているほか、内部通報制度として社内外にホットラインを設置しています。
- (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書及び電磁的記録の管理は総務本部を主管部門とし、それぞれ部門別に責任者を配置し、管理を行っています。また、取締役及び監査役は、必要に応じ文書又は電磁的記録の閲覧を行っています。
- (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社はリスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、社内規程において明確化し、その徹底を図るため管理本部をリスク管理の主管部門として定め、経営に重大な影響を及ぼす全社のリスクを統合的に把握・管理しています。各部門のリスク管理については部門長が責任者となり平時の予防体制を整備するとともに、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し又は発生するおそれがある場合の体制を事前に整備するよう努めています。
- (4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
ビジョン実現のための経営の最重要ツールとして中期経営計画、年度経営計画を位置づけ、長年取り組んできた独自の全社経営品質改革活動「STQM」に基づき計画の目標設定と活動体系を定め、執行役員に役割を分担させ効率的な業務執行ができる体制としているほか、仕事の見直し、IT化等を通じ、常に業務の効率化を推進しています。
- (5)当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
管理本部をグループ会社管理の主管部門として定め、グループ会社に対し当社から役員を派遣するとともに、当社グループ共通の「理念ハンドブック」の配付、内部通報制度の構築など、グループ各社において当社と同様の取組みを実施しています。当社の本部長・事業部長・事業所長・支社長・支店長及びグループ各社の社長は、各部門の内部統制の確立及び運用の責任と権限を有し、重要な問題は経営会議・取締役会で審議・決定しています。
内部監査を担当する管理本部は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、社長及び各責任者に報告するとともに、内部統制の改善のための指導・助言を行っています。
- (6)監査役の職務を補助すべき従業員及びその独立性に関する事項
管理本部内に監査役補助職務を担当する監査役スタッフを配置しています。監査役スタッフは、監査役補助職務については取締役の指揮命令を受けないものとし、その異動・人事評価・懲戒処分については監査役と協議することとしています。
- (7)取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び従業員は、監査役に対して経営上の重要な事項を定期的に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他重要な事実が発生した場合、監査役に対して速やかに報告することとしています。
- (8)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役、監査法人及び内部監査部門と定期的な意見交換、情報交換を行っています。監査役又は監査役会は、取締役から当社に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、状況に応じ適切な措置を講じることとしています。
- 2014年度においては、米国司法省が進めてきた調査などを契機として、独占禁止法・競争法違反の再発防止の観点より、競合他社との接触等に関する社内ルールの徹底のための全社コンプライアンス態勢の点検及び教育を拡充しました。さらに、国内営業拠点の内部統制教育の充実を図りました。また、業務の有効性及び効率性の向上のため、グループ各社の全部門の経営品質を更に高めるための活動の継続、内部統制自主点検の継続、当社グループ共通会計システムの海外現地法人への展開範囲の拡大などを行いました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、コンプライアンス及び企業の社会的責任の観点から反社会的勢力の排除が必要不可欠であることを認識し、次のとおり反社会的勢力による被害を防止するための基本方針を定めています。

反社会的勢力排除に向けた基本方針「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。」

上記基本方針を推進するに当たり、総務本部を主管部門として警察、弁護士等の関係機関との緊密な連携関係を構築し、反社会的勢力といえる場合においても取引関係、金品の授受その他一切の関係をもたないものとし、不当要求に対しては、従業員の安全を確保しつつ、全社的に対応することとしています。

(2)反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、社員の行動規範として反社会的勢力との対決について明記し、総務本部を主管部門として定め、反社会的勢力排除に向け全社的に取り組んでいます。

平素から警察、弁護士と緊密に連携しているほか、地域の外部専門機関（暴力追放運動推進センター、群馬県企業防衛対策協議会）を活用し情報収集等を行っています。

社員に対しては反社会的勢力排除に向けた階層別研修を実施しています。

有事においては必要な情報が速やかに主管部門及び担当役員に報告され、速やかに適切に対応する体制を構築しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり
-------------	----

該当項目に関する補足説明

会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株主・投資家の皆様、顧客、取引先、地域社会、従業員等の様々なステークホルダーとの相互関係に基づき成り立っており、ステークホルダーとの相互関係が当社の企業価値の源泉の重要な構成要素となっております。

従いまして、当社はステークホルダーとの信頼関係の構築・強化に努め、社会・環境・経済の全ての面においてバランスの取れた経営を行い、全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たすと同時に、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

当社は上場会社であるため、当社に対して投資していただいている株主の皆様には、当社のかかる考えにご賛同いただいた上で、その意思により当社の経営を当社経営陣に委ねていただいているものと理解しております。かかる理解のもと、当社は、当社の財務及び事業の決定を支配する者の在り方についても、最終的には、株主の皆様のご判断によるべきであると考えております。従いまして、当社株式の大量の買付行為がなされた場合にそれに応じるべきか否かは、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきであると考えます。

しかしながら、昨今のわが国資本市場における大規模な買付等の中には、株主及び投資家の皆様に対する必要十分な情報開示や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは当社の取締役会が意見表明を行い、代替案を提案するための情報や十分な時間が提供されずに、突如として株式の大量の買付行為が強行されるものも見受けられます。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると判断いたします。

当社は、平成26年6月20日開催の当社第88期定時株主総会において、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして導入・継続した、当社株式の大量取得行為に関する対応策の継続について、株主の皆様にご承認いただいております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社は、企業理念等において次のとおり定め、会社情報の適時適切な開示の徹底を図っています。

「会社を成長させ企業価値を高めるとともに、経営の透明性向上により、株主・投資家の信頼と期待に応えます。」

「当社は、株主・投資家に対して経営情報を積極的かつ的確に開示し、経営の透明性を高めます。」

当社の開示体制と開示手続の概要は次のとおりです。

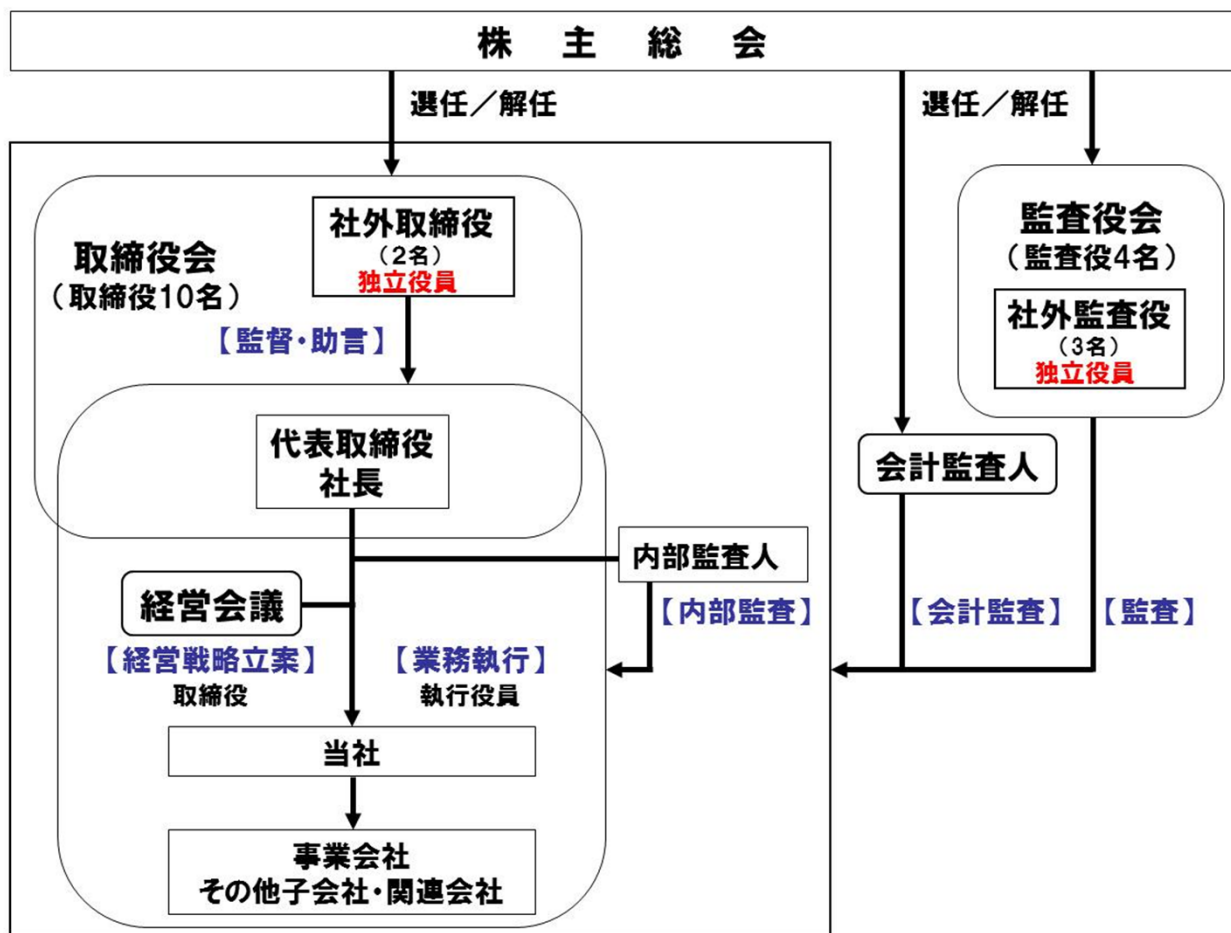
1 開示体制

当社は、適時開示の徹底を図るため、総務本部を全社情報に関する開示担当部署と定め、総務本部長を情報取扱責任者としています。また、経理本部・人事本部・管理本部を各担当業務に関する開示担当部署として定めています。グループ会社に関する情報については、管理本部が開示担当部署となっています。

また、総務本部長はインサイダー取引防止のための社内規程においても全社情報管理責任者となっており、会社情報の収集・管理・開示等が一元的になされる体制をとっています。

2 開示手続

当社グループの決定事実、発生事実、決算情報等は、開示担当部署において集約・審査・検討を行います。これらのうち開示が必要な情報については、経営会議での審議又は経営会議への報告を要するものとしています。開示が必要な情報はすべて情報取扱責任者に伝達され、情報取扱責任者による確認の後、当該開示担当部署の責任者が適時適切に開示を行うこととしています。



時開示体制の概要(模式図)

